

重要なお知らせ ~介護保険料の期限内納付について~

介護保険制度は高齢者とその家族を支えるしくみとして、40歳以上の方から介護保険料を負担していただき、制度を運営しています。

そのため、介護保険料を納付している人との公平性を図るため、介護保険料の滞納が続いた場合には、法令に基づき「支払い方法の変更」や「給付額の減額」などの給付制限を行うことがあります。

介護保険料は納期までに納付するようにお願いします。

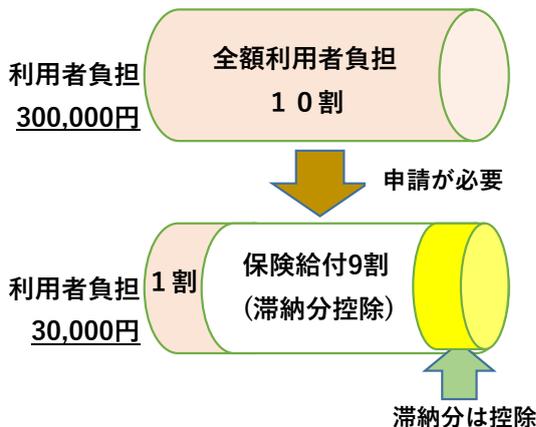
介護保険料の納付状況による費用負担 ~滞納により費用負担は増えます。~

●滞納がない場合（介護4 負担割合1割の人が、300,000円のサービスを使う場合）



特別養護老人ホームに入所し、施設介護サービス費が月300,000円の場合、介護保険の給付により利用者負担は1割の30,000円です。

●納期限から1年以上の滞納がある場合（支払い方法の変更）



納期限から1年以上の滞納がある場合は300,000円の全額負担が必要です。

申請により保険給付分は給付されますが、納期限から1年6か月以上滞納が続く場合は保険給付分から滞納分を差し引くことがあります。

●納期限から2年以上の滞納がある場合（給付額の減額）



納期限から2年以上の滞納がある場合は滞納期間に応じて保険給付が9割から7割に減額され、利用者負担が3割の90,000円と3倍になります。

給付額が減額されている間は、介護保険制度の高額介護サービス・高額介護合算療養費の支給や施設入所時の食費・部屋代の減免も受けられません。

※どうしても納付が難しい場合は、早めに税務課管理税収室に相談してください。

☎ 0258-62-1700 (128・124)

介護保険の利用についてのご相談は、健康福祉課介護保険係へお願いします。

☎ 0258-61-1350 (212・213)